

## 平成23年度滋賀県立高等学校特別事情による出願について

### 1 滋賀県立高等学校特別事情による出願手続

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営等規則」という。）では、原則として、出願日現在において、保護者の住所が滋賀県内にある場合には、その志願する高等学校へ出願できると規定されている。

したがって、保護者の住所が滋賀県内でない場合には、滋賀県教育委員会教育長の特別事情による出願許可を受けなければ出願することができない。

### 2 特別事情による出願許可が受けられる要件

（1）次の事項のいずれかに該当すること。

保護者の住所が平成23年4月30日までに滋賀県内へ変更されることが明確である場合  
隣接府県から志願する者が地形・交通等により、その府県内の高等学校に通学することが非常に困難な場合

その他、滋賀県教育委員会がその事情やむを得ないと認める場合

（2）越境入学の意図がないこと。

（3）他の公立高等学校と併願していないこと。

なお、特別事情による出願許可の事例と必要書類については別表を参照すること。

### 3 入学の不許可または取消

管理運営等規則に反し、虚偽の申請によって許可を得て高等学校に出願し、または入学したことが判明した場合は、当該高等学校長は、その者の入学を許可せず、または入学の許可を取り消すことができる。

### 4 出願変更の場合の特別事情による出願

出願変更をすることにより、許可書の書き替えを必要とする場合は、速やかに手続きをすること。

### 5 申請書記載上の注意

（1）使用する文字は楷書、数字は算用数字とし、黒色のボールペン等を用いて記入すること。

（2）保護者および志願者の住所は、住民票記載事項証明書に記載されているとおり記入すること。

（3）保護者および志願者の氏名は、住民票記載事項証明書に記載されている氏名をそれぞれ署名すること。

（4）外国人の場合は、登録原票記載事項証明書に記載されているとおり氏名を署名し、居住地を記入すること。

（5）志願の理由については、具体的に記入すること。

## 6 事前相談

### (1) 場所

滋賀県教育委員会事務局学校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

### (2) 期間

平成22年11月15日（月）から平成22年12月17日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

## 7 受付

### (1) 場所

滋賀県教育委員会事務局学校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

### (2) 期間（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

#### （全日制および定時制）

- ・出願 平成23年1月21日(金)から平成23年2月22日(火)まで
- ・出願変更 平成23年2月28日(月)から平成23年3月4日(金)まで  
（ただし平成23年3月4日(金)の受付は正午まで）
- ・二次出願 平成23年3月16日(水)から平成23年3月18日(金)まで  
（ただし平成23年3月18日(金)の受付は正午まで）

#### （定時制の転入学および編入学）

- ・出願 平成23年2月25日(金)から平成23年3月15日(火)まで
- ・二次出願 平成23年3月23日(水)から平成23年3月24日(木)まで  
（ただし平成23年3月24日(木)の受付は正午まで）

#### （通信制）

- ・出願 平成23年2月25日(金)から平成23年3月15日(火)まで
- ・二次出願 平成23年3月16日(水)から平成23年3月25日(金)まで  
（ただし平成23年3月25日(金)の受付は正午まで）

## 8 その他

(1) 申請用紙は、事前相談時に交付する。

(2) 出願日現在において、保護者の住所が滋賀県内にあり、滋賀県外の公立高等学校に入学志願をする者は、事前に当該学校を設置する教育委員会に相談すること。

別 表

特別事情による出願許可の事例	必要書類
<p>1 保護者の勤務の都合、住宅の新築・購入等により、平成23年4月30日までに滋賀県内へ家族が転居する場合</p>	<p>1 申請書（様式第11号）                  2 副申書（様式第13号）                  3 保護者・志願者の住民票記載事項証明書（様式第10号）                  4 転居事由を証明できる書類（勤務先の社宅への入居証明書(写)、家屋売買契約書(写)等）                  5 誓約書</p>
<p>2 隣接府県から志願する者が地形、交通等により、その府県内の高等学校に通学することが非常に困難な場合</p>	<p>1 申請書（様式第11号）                  2 副申書（様式第13号）                  3 保護者・志願者の住民票記載事項証明書（様式第10号）                  4 居住地よりその府県内の高等学校へ通学することが困難な事情を証する中学校長の証明書（地形・交通・通学時間を比較検討した書面）</p>
<p>3 隣接府県に設置していない県内の高等学校の学科および科を他府県から出願しようとする場合                  ただし、普通科への併願は認めない。</p>	<p>1 申請書（様式第11号）                  2 副申書（様式第13号）                  3 出願する学科・科が当該府県に設置されていないことを証する書類</p>
<p>4 保護者と志願者が海外に居住しており、志願者のみが帰国して出願する場合</p>	<p>1 申請書（様式第11号）                  2 副申書（様式第13号）                  3 保護者・志願者の外国での居住証明書                  4 保護者からの身元引受依頼書                  5 身元引受人の身元引受承諾書                  6 身元引受人の住民票の写し</p>
<p>5 その他、滋賀県教育委員会がその事情やむを得ないと認める場合</p>	<p>1 申請書（様式第11号）                  2 副申書（様式第13号）                  3 保護者・志願者の住民票記載事項証明書（様式第10号）                  4 滋賀県教育委員会が指示する書類</p>